

介護予防短期入所生活介護 運営規程

社会福祉法人 清明会

特別養護老人ホームはなみずき

(事業の目的)

第1条

社会福祉法人清明会が開設する特別養護老人ホームはなみずき（以下「施設」という。）が行う指定介護予防短期生活介護サービス（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が、要支援状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条

管理者や従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに家族の身体的並びに精神的負担の軽減を図るよう支援する。

2 利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 特別養護老人ホームはなみずき
- 2 所 在 地 千葉県八千代市島田台998番4

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他業務全般の統括及び管理を一元的に行う。
- 2 医師 1名以上（併設施設と兼務）
利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- 3 生活相談員 常勤換算方法で1名以上（併設施設と兼務）
利用者の生活相談、処遇の企画や実施を行う。
- 4 介護職員又は看護職員
介護職員及び看護職員は、常勤換算方法で利用者の数が3又はその端数が増すごとに1名以上（併設施設と兼務）
介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
看護職員は、利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- 5 管理栄養士 1名以上（併設施設と兼務）
食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養相談、栄養ケアマネジメント等を

行う。

- 6 機能訓練指導員 1 名以上（併設施設と兼務）

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

- 7 その他の従業者 1 名以上（併設施設と兼務）

（利用定員）

第 5 条

事業所の利用定員は、16 名とする。

（介護予防短期入所生活介護事業の内容）

第 6 条

介護に当たっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 2 入浴は原則として、1 週間に 2 回以上適切な方法により、利用者に入浴をさせ、やむを得ない場合のみ清拭を実施し、利用者の清潔保持に努める。

- 3 心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。
この場合において、特に異性（介護職員及び看護職員を除く）から見られることがないよう配慮する

- 4 おむつを使用せざるを得ない利用者について、おむつを適切に交換する。

- 5 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

- 6 常時一人以上の介護職員を介護に従事させる。

- 7 利用者の負担により、事業所の従業者以外のものによる介護を受けさせない。

（食事の提供）

第 7 条

食事の提供は、栄養、利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。

- 2 利用者の自立支援に考慮し、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。

食事の時間はおおむね以下のとおりとする。

- 3 栄養士等による検食を毎食前に行い、その所見を検食簿に記載する。

（1）朝食 8 時 00 分

（2）昼食 12 時 00 分

（3）夕食 18 時 00 分

（機能訓練）

第 8 条

利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

(その他のサービスの提供)

第 9 条

教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事等を行う。

2 常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(利用料その他の費用の額)

第 10 条

指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用者の負担割合に応じた額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前項の他、次に掲げる費用を徴収する。

- 一 送迎に関する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）
- 二 食事に提供に要する費用（食材料費及び調理費・別表のとおり）
- 三 滞在に要する費用（水道光熱費及び室料・別表のとおり）
- 四 理美容代
- 五 受診付き添い

六 前各号に掲げるもののほか、日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められるもの。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(通常を送迎の実施地域)

第 11 条

通常を送迎の実施地域は、千葉市花見川区、八千代市、船橋市、習志野市、佐倉市、印西市、白井市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 12 条

利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員などの施設職員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

2 利用者は、事業所の設備、備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用するものとし、これに反し使用したことにより事業者に損害が生じた場合は、利用者が賠償するものとする。

3 その他この規定に定めるもののほか、サービス利用に関する事項については、契約書及び重要事項証明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 13 条

利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第 14 条

非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

2 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(掲示)

第 15 条

事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制等を掲示する。

(勤務体制の確保)

第 16 条

利用者に対して、適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、介護予防短期入所生活介護従業者等の勤務体制を定める。

2 介護予防短期入所生活介護従業者等の質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設ける。

- 一 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
- 二 継続研修 年 1 回

(衛生管理)

第 17 条

介護予防短期入所生活介護従業者等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断など必要な管理を行う。

2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

3 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行う。なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行う。

(苦情処理)

第 18 条

提供した指定介護予防短期入所生活介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第 19 条

利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な処理を講じる。

(虐待の防止のための措置)

第20条

人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止・虐待の予防及び早期発見に努めることとする。尚、虐待の禁止・虐待の予防及び早期発見のために以下の措置を講じることを推進し、福祉の増進に努める。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
- 二 虐待の防止のための指針の策定
- 三 虐待の防止のための従業者に対する研修の実施
- 四 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の選任

(その他運営についての重要事項)

第21条

従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人清明会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(個人情報の保護)

第22条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び、厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(身体拘束の制限)

第23条 従業者は、施設サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その他の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年12月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 4 年 1 月 1 5 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。